

(参 考)

税制改正案の概要

1 個人住民税における給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額を引下げ

区 分	現行 (平成26～28年度分)	平成29年度分 の個人住民税	平成30年度分以 後の個人住民税
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

2 地方法人課税の偏在是正

- (1) 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化
法人県民税法人税割の税率を引下げ

(現 行)			(改正案)	
[標準税率]	[制限税率]	→	[標準税率]	[制限税率]
5.0%	6.0%		3.2%	4.2%

- (2) 地方法人特別税の規模を3分の1縮小し、法人事業税に復元

- (3) 法人事業税の税率を引上げ

- ① 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	(現 行)		(改正案)
年400万円以下の所得	1.5%	→	2.2%
年400万円超年800万円以下の所得	2.2%	→	3.2%
年800万円超の所得	2.9%	→	4.3%

- ② 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	(現 行)		(改正案)
年400万円以下の所得	2.7%	→	3.4%
年400万円超年800万円以下の所得	4%	→	5.1%
年800万円超の所得	5.3%	→	6.7%

- ③ 特別法人の所得割の標準税率

	(現 行)		(改正案)
年400万円以下の所得	2.7%	→	3.4%
年400万円超の所得	3.6%	→	4.6%
（特定の共同組合等の年10億円超の所得）	4.3%	→	5.5%

- ④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	(現 行)		(改正案)
電気供給業、ガス供給業及び保険業を 行う法人の収入金額に対する税率	0.7%	→	0.9%

（注）平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

3 自動車取得税の見直し

(1) 平成26年4月1日以後に取得される自動車に対して課する自動車取得税の税率を引下げ

	(現 行)		(改正案)
① 自家用の自動車（軽自動車を除く）	5%	→	3%
② 営業用の自動車及び軽自動車	3%	→	2%

(2) 平成26年4月1日以後に取得される自動車について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）に対して課する自動車取得税に係る特例措置において、現行、税率を75%軽減する自動車に係る軽減割合を80%に、税率を50%軽減する自動車に係る軽減割合を60%に拡充

4 自動車税の見直し

自動車税におけるグリーン化特例について、軽課について対象を重点化した上で強化し、重課について新車新規登録から13年を経過した自動車の重課割合を標準税率の概ね15%（現行概ね10%）とする。

（注）ディーゼル車については、新車新規登録から11年

II 地方消費税清算金

（単位 百万円）

区 分	平成26年度 予 算 案	平成25年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
地方消費税清算金	26,202	20,398	5,804	28.5%

III 地方譲与税

（単位 百万円）

区 分	平成26年度 予 算 案	平成25年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
地方法人特別譲与税	20,041	16,184	3,857	23.8%
地方揮発油譲与税	1,527	1,543	△ 16	△ 1.0
石油ガス譲与税	93	103	△ 10	△ 9.7
計	21,661	17,830	3,831	21.5

IV 地方特例交付金

（単位 百万円）

区 分	平成26年度 予 算 案	平成25年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
減収補てん金 特例交付金	500	500	0	0.0%

V 地方交付税

(単位 百万円)

区 分	平成26年度 予 算 案	平成25年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
普 通 交 付 税	145,400	141,800	3,600	2.5 [%]
特 別 交 付 税	2,000	2,200	△ 200	△ 9.1
計	147,400	144,000	3,400	2.4

VI 使用料、手数料の改正案概要

授業料等については、無償制度に関する法令の改正により、高等学校の授業料の額を定める。また、使用料及び手数料については、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴う改正や法令の改正に基づく額の改正等、公正な受益者負担の観点等から見直しを実施。

[主な改正例] (現 行) (改正案)

1 授業料等

- ・高等学校（全日制）授業料（年 額） 新設 118,800円
- （定時制）授業料（年 額） 新設 32,400円
- 授業料（1単位） 新設 1,740円
- （通信制）受講料（1単位） 新設 336円
- ・奈良県立大学シニアカレッジ受講料（1科目） 新設 10,000円

2 使用料

- ・文化会館 国際ホール（平日、入場料等を徴収しない場合）
 - [全日] 242,000円 → 248,910円
- ・新公会堂 能楽ホール（平日） [全日] 161,000円 → 165,600円
- ・道路占用料（電 柱 1本/年） 860円 → 940円 ~ 480円
- （地下埋設管 1m/年） 45円 → 49円 ~ 25円
- （所在地に応じて区分）
- ・産業振興総合センター 微小部X線応力測定装置 新設 5,100円

3 手数料

- ・食品検査手数料 4,600円 → 4,730円
- ・狩猟免許更新申請手数料 2,800円 → 2,900円
- ・駐車監視員資格者講習手数料 19,000円 → 20,000円
- ・家畜検査手数料（牛のヨーネ病検査） 250円 → 500円